



●問合せ先
総合体育館内教育課



この度、教育長を務めさせていただくこととなり、その重責に身の引き締まる思いです。微力ではございますが、飛鳥村の教育行政の充実と発展のために、全力を尽くしてまいります。

平成25年4月から3年間、飛鳥学園飛鳥小学校の校長を務めさせていただきました。子どもの笑顔と保護者、地域の皆さまのご支援により、充実した3年間となりました。

●コメント
9月に開催された令和4年第3回議会定例会において、萩野登記代氏を教育長に任命することが同意され、10月1日に就任しました。

教育長に 萩野登記代氏が就任

防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しています)をご利用ください。

- (1)訓練実施日時 11月16日(水) 午前11時ごろ
- (2)訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に、防災ラジオの作動確認もお願いいたします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3訓練放送文..... + 下りチャイム音



*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

●問合せ先
総務部総務課



※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

※通話料がかかります。
携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。

☎ 0567-5211451

※通話料は無料です。

☎ 0800-200-5656

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。
聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

図書館運営員(臨時職員)募集

●募集人数 1名

●申込資格

一般・大学または短期大学に在学し、本に興味のある方

●勤務期間および勤務時間

12月18日(日)～令和5年3月31日(金)までの週5日(1日7時間)

または8時間(休憩1時間含む)

※勤務日数は週5日が望ましいですが、希望があれば伺います。

●勤務場所

すこやかセンター内図書館

●勤務内容

・本の整理
・窓口業務(資料の貸出・返却、リクエストやレファレンス受付)
・本や館内の消毒

●報酬

990円程度/時間

※職務内容、経験等を考慮して決定します。

●申込期限

11月30日(水)必着

履歴書を郵送またはすこやかセンター内図書館へ提出(図書館へ提出の場合は、開館時間内)をお願いします。11月13日(日)～30日(水)までは休館となりますので、郵送をお願いします。

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内図書館

児童クラブ利用案内

冬休み利用のご案内

●日時

12月23日(金)～令和5年1月7日(土)

午前8時～午後6時30分

(日曜および12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

●利用料

・12月23日(金)～28日(水)

利用料 2,500円

・おやつ代 600円

・令和5年1月4日(水)～7日(土)

利用料 2,500円

・おやつ代 600円

(別途おやつ代には振替手数料10円がかかります)

●申請書類

・児童クラブ一時利用申請書
・就労証明書
・その他必要書類

●申込期間

11月1日(火)～14日(月)

午前10時30分～午後6時30分

(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

令和5年度 年間利用のご案内

●日時

令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

午前8時～午後6時30分

※変更が生じる場合があります。

(日曜・祝日および12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

※次の方は対象になりません。

・児童が帰宅時に大人(20歳以上)が家にいる、または児童と同一敷地内に祖父母が居住し家にいる場合

・自営業で就労(勤務時間・場所)の証明が提出できない方

●利用料

1月～7月・9月～12月

月額5,000円

8月

月額8,000円

●おやつ代

月額1,200円

(別途おやつ代には振替手数料がかかります)

●提出物

・児童クラブ利用申請書
・就労証明書

※父母および同居の家族が対象になります。(同一敷地内祖父母含む)

●配布・申込期間

11月1日(火)～22日(火)

午前10時30分～午後6時30分

(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●留意事項

・平日は学校から直接児童クラブへ向かいますが、帰宅時は保護者の迎えが必要となります。

・土曜・学校休業日における児童の送迎は保護者でお願いします。

・土曜・学校休業日の昼食とお茶は各自で持参となります。

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ



私立高等学校等の授業料を補助します

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助しています。

●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍している方

※ただし、授業料を免除されている方は、補助対象外とします。

●補助金額

年額上限1万円

●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調書
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるものの写し(預金通帳など)

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。

●申請期限

11月30日(水)

※午前8時30分～午後5時15分

(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先

総合体育館内教育課

飼い主のいない猫(野良猫)を減らしていくために

■野良猫を増やさないために

野良猫は、人間に捨てられたり、迷子になったり、繁殖制限がされなかったために生まれた猫です。猫は、本能で行動しています。そのため、人間がルールを守り、正しい飼育をしなければなりません。

野良猫がかわいそうだからと餌を与え、食べ残しやふん尿の始末をしない無責任な行為は、近所迷惑だけでなく、野良猫を増やす原因にもなります。結果として、交通事故や病気、虐待などの危険にさらされる不幸な猫を増やしてしまいます。

■野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

■野良猫によるトラブル

野良猫が増えることは、「庭にふん尿をされた」「庭や畑を荒

らされた」などのトラブルの原因となります。

■野良猫の遺棄

野良猫を捕獲し、他の場所に捨てることは、遺棄にあたり動物愛護法違反となります。また、捨てられた場所の方にも迷惑となります。

■猫の飼い主は、次のことにご協力をお願いします。

- ①終生飼養
飼われている猫については、その命を終えるまで適切に飼育を終生飼養をお願いします。
- ②飼い主の明示
飼い猫に首輪、名札等をつけ、飼い主が明らかになるように努めてください。飼い猫が、帰って来なくなったときや災害時に発見が容易になります。
- ③屋内での飼育
猫は快適な環境を整え、飼い主が良いコミュニケーションをとることで屋内でも暮らせます。交通事故や感染症への感染等、屋外での危険から飼い猫を守るためにも、屋内での飼育にご協力をお願いします。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

事業系廃棄物の出し方について

店舗、工場、事務所などでの事業活動により発生した廃棄物を事業系廃棄物と呼び、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。これは事業者の責任で、適正な処理や再生利用を行わなければなりません。不法投棄、野外焼却、無許可業者への委託をすると、廃棄物処理法に基づき罰則が科される場合があります。ごみの減量に向けた適正な取り組みに、ご協力をお願いします。処理方法は、次のとおりです。

- ・許可業者への委託
- 産業廃棄物の処理は愛知県の許可、事業系一般廃棄物は本村の許可を得た業者に委託してください。
- ・八穂クリーンセンターへの直接搬入(事業系一般廃棄物のみ)
- 搬入する前に、本村に「事業系一般廃棄物ごみ搬入承諾申込書」の提出が必要です。その後、本村から交付された書類をご持参のうえ、八穂クリーンセンターへ直接搬入をしてください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

投票立会人の募集について

投票立会人とは、各投票所や期日前投票所において、投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく人のことです。

飛鳥村選挙管理委員会では、皆さまに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、投票立会人を募集しています。

応募方法については、村公式ホームページをご覧ください。または総務部総務課までお問合せください。

●対象

在住の18歳以上の選挙権のある方

●問合せ先

総務部総務課



裁判員候補者名簿記載通知の送付について

令和5年の裁判員候補者名簿に登録された方に対して、本年11月中旬頃に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。今回から18、19歳の方も裁判員候補者に含まれます。(令和4年9月時点で18歳以上の方が対象です)

この通知は、来年2月ごろからの約1年間に裁判所にお越しいただく、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせがあります)

●問合せ先

名古屋地方裁判所裁判員係

☎052120318916

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和4年1月から令和4年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、

10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方には、翌年2月上旬に送られる予定です。

●問合せ先

民生部住民課





年金相談・お手続きの際は、ぜひ「予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

・翌日以降の相談日から予約できます。

・お申込みの際は、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

●予約方法

全国共通の予約受付電話にお電話ください。

☎ 0570-105-4890

●問合せ先

民生部住民課



11月30日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認いただくか、中村年金事務所にお問合せください。

●問合せ先

中村年金事務所

☎ 052-453-7200



予約不要でカードの受け取りとカードの申請を受け付けます

11月13日(日)午前9時～午後1時

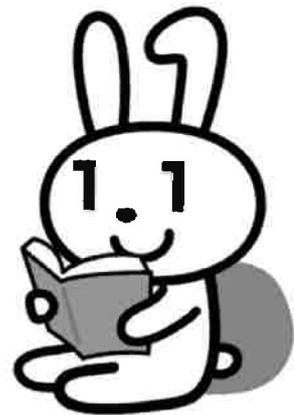
次の必要書類を持って住民課までお越しください。

①受け取りをご希望の方

- ・個人番号カード交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(薄緑色の紙のカード)
- ・本人確認書類
1点で確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等
2点で確認できるもの・・・健康保険証、介護保険証、学生証等

②申請をご希望の方

お持ちであれば申請書、なければ本人確認書類のご提示をお願いします。



マイナポイントの対象は

12月末までにマイナンバーカードを申請した方に延長となりました。

マイナポイントの申込期限は令和5年2月末までとなりますのでお間違えの無いようお願いいたします。

●問合せ先 民生部住民課